

令和3年2月5日
中小企業庁
財務省
厚生労働省
農林水産省

株式会社日本政策金融公庫

緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について

貴公庫におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者及び農林漁業者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言が延長されたことや中小企業・小規模事業者等の資金需要が高まる年度末が控えていること等を踏まえ、引き続き中小企業・小規模事業者等の業況を十分に把握した上で、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。政府としては、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び令和2年度第3次補正予算（令和3年1月29日成立）において、新型コロナウイルス感染症特別貸付等の継続、事業者の事業転換等を促す貸付制度・補助金の拡充及び中小企業再生支援協議会の体制強化等を行ったところです。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを本店・各支店及び各代理店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた事業者をはじめ、中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援について、雇用調整助成金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末までに必要な資金等も含め、引き続き、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、追加融資の相談が増加することも想定されるが、審査に際しては、赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性等を十分に考慮して判断すること。さらに、新規融資にあたっての返済期間や据置期間の設定については、最大限事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。
2. これらの資金繰り支援に加え、令和2年度第3次補正予算において措置する貸付制度等の積極的な活用や、他の金融機関及び関係外部機関との緊密な連携により中小企業・小規

模事業者等の経営改善や事業再生等を強力に後押しすること。また、審査に際しては、今後の経営改善への取り組み等を十分に考慮して判断すること。

3. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症特別貸付・資本金劣後ローン等の積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、中小企業再生支援協議会による金融調整が有効な場合等には、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」の積極的な活用も検討すること。さらに、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の徴求を省略する等の運用について、中小企業・小規模事業者等に引き続き周知すること。